

第51回定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月25日（水曜日）
午前10時（開場 午前9時）
場所 東京都渋谷区代々木3丁目25番3号
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル
地下1階ホール

株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

○目 次	
第51回定時株主総会招集ご通知	1
第51回定時株主総会 インターネットライブ中継のご案内	6
（株主総会参考書類）	
議案 剰余金の処分の件	7
（添付書類）	
事業報告	8
連結計算書類	28
連結計算書類に係る監査報告書	31
計算書類	35
監査報告書	38
株主総会会場ご案内図	

証券コード 8881
2025年6月6日

株主各位

東京都新宿区新宿五丁目8番1号
株式会社日神グループホールディングス
代表取締役社長 神山 隆志

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://nisshin-hd.co.jp/archives/investor_information/post-1106

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（日神グループホールディングス）」または「コード（8881）」を入力・検索し、基本情報、縦覧書類／PR情報を選択の上、株主総会招集通知の情報をご確認いただけます。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

また、上記のほか、以下のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8881/teiji/>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。また、本総会の様子を株主の皆様にご覧いただけるよう、動画をインターネット上で配信いたします。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区代々木3丁目25番3号
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル地下1階ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第51期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第51期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 議案** 剰余金の処分の件

4. 招集にあたっての決定事項

- ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 書面と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- 電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
 2. 電子提供措置事項について上記のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本定時株主総会においては書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

三

2025年6月25日(水曜日)
午前10時(開場:午前9時)



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に議案に対する賛
否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時到着分まで



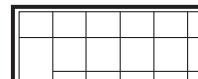
インターネット等で議決権
を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日 (火曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

○○○○	御中	株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個	
××××年 ×月××日		 <p>1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____</p> <p>(切取用)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> スマートフォン用 議決権行使 ウェブサイト ログインQRコード </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  </div>	

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

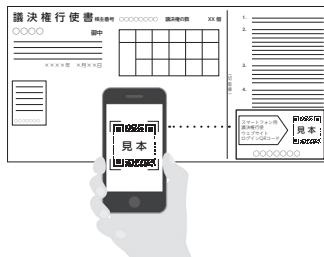
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

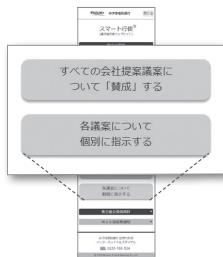
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能ですか。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



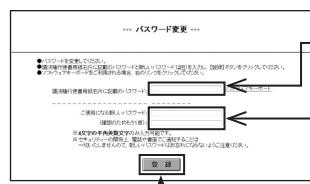
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

第51回定時株主総会 インターネットライブ中継のご案内

株主総会は株主の皆様との重要な接点であるとの認識から、多くの株主の皆様に株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ中継を行います。

ライブ中継は、「日神グループホールディングス・プレミアム優待俱楽部」を通じて行います。ただし、本ライブ中継へのご参加は、会社法上、当日、議決権の電子行使が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会ではなく、株主総会の視聴のみのハイブリッド参加型バーチャル株主総会となります。そのため、ライブ中継上での議決権行使は行うことはできません。また、動議提出、動議採決及び質問を行うことはできませんので、予めご了承ください。動議や質問をご提出される可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場の上、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日のライブ中継中にご質問はお受けできませんが、事前にご質問を受付いたします。事前のご質問につきましては「日神グループホールディングス・プレミアム優待俱楽部」からお寄せいただくことが可能です。円滑な株主総会運営のため、ご質問の数はお一人様3問まで、期限は2025年6月18日（水）午後6時までとさせていただきます。また、お寄せいただいたご質問に関しては、可能な限り、株主総会にて回答させていただく方針であります。運営の都合上、その全てに回答することができない場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申しあげます。

ライブ中継サイト：<https://nisshin.premium-yutaiclub.jp>

ログイン方法：①株主番号、②郵便番号を入力のうえご参加ください。

※2025年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された情報をご用意ください。

公開日時：2025年6月25日（水）午前9時30分から株主総会終了時まで

事前質問受付期間：2025年6月6日（金）午前9時から6月18日（水）午後6時まで

※ライブ中継は会社法上の株主総会会場ではございませんので、視聴中に本サイトにて議決権行使等を行うことはできません。

※通信回線の環境等によりライブ中継が途絶される可能性があります。当社では中断により生じた株主様への不利益に対する責任は負いかねますので、予めご了承くださいますようお願い申しあげます。

※ライブ中継をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申しあげます。

※ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、中継にあたっては会場後方からの撮影とし、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないよういたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承賜りますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益の還元を会社運営における重要課題の一つとして認識しております。

株主重視の方針に加え、今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、業績に応じた適正配当を行うとともに、長期的な安定配当を維持することを基本方針としております。

第51期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円 総額1,078,821,463円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月26日

以上

事業報告

〔2024年4月1日から
2025年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）におけるわが国経済は、大企業を中心に雇用・所得環境が改善し景気は回復基調が続きました。一方で、ウクライナ情勢や中東情勢など地政学的なリスクの長期化、米国の政策動向など先行きは不透明な状況にあります。

こうした中、当社グループの当連結会計年度の売上高は76,235百万円（前期比5.9%減）となり、売上総利益は10,412百万円（前期比2.0%減）、営業利益が3,447百万円（前期比2.3%減）、経常利益が3,069百万円（前期比4.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,057百万円（前期比2.3%減）となりました。

報告セグメントにて区分した場合の売上高は以下のとおりです。

① 不動産事業

不動産販売事業は、新築分譲マンションの売上が減少したため、売上高は28,554百万円（前期比14.6%減）となり、セグメント利益は860百万円（前期比57.9%減）となりました。

② 建設事業

多田建設株式会社の売上高は36,844百万円（前期比0.2%増）で前期と同水準でしたが、価格転嫁等による利益率の改善により、セグメント利益は2,047百万円（前期比157.3%増）となりました。

③ 不動産管理事業

不動産管理事業は、マンションの共用部分の管理、ビル管理、賃貸物件の管理受託、これら管理業務に伴うリフォームや大規模修繕等の工事及び賃貸物件の販売を行っております。

売上高は10,819百万円（前期比0.4%増）で前事業年度と同水準でしたが、販売費及び一般管理費が増加した結果、セグメント利益は951百万円（前期比12.3%減）となりました。

(4) その他

「その他」は日神ファイナンス株式会社他1社となっております。日神ファイナンス株式会社は、少額の新規貸付を若干行っておりますが、縮小均衡を目指しております。

売上高は17百万円（前期比47.8%減）、セグメント利益は8百万円（前期比11.3%減）となりました。

(2) **設備投資の状況**

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(3) **資金調達の状況**

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(4) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(6) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(7) **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

① 株式の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

② 新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

(百万円未満切り捨て)

期別 項目	第47期 2021年3月期	第48期 2022年3月期	第49期 2023年3月期	第50期 2024年3月期	第51期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高(百万円)	80,815	81,465	82,348	81,023	76,235
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,422	3,522	2,763	2,105	2,057
1株当たり当期純利益(円)	72.97	75.27	59.12	45.03	44.02
総資産(百万円)	107,461	114,969	120,933	121,999	133,300
純資産(百万円)	61,566	64,132	65,808	67,415	69,376
1株当たり純資産額(円)	1,309.64	1,370.11	1,406.12	1,437.45	1,461.63

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき、「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 第48期より「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託（BBT）」に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第48期の期首から適用しており、当該連結会計年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(9) 対処すべき課題

当社グループの属する不動産・建設業界においては、地価や建設コストの高止まりに加え、建設業における時間外労働時間の上限規制による工期の長期化、慢性的な人手不足等厳しい経営環境が続いております。こうした中で当社グループは、売上高の拡大、収益力の向上、人材の確保及び育成を重要な課題と考えております。

(イ) 不動産事業

不動産事業においては、コロナ後の首都圏への人口再流入が続く中、需要は底堅く推移しております。

新築マンション分譲事業においては、土地・建築費の高騰に加え、建設業における働き方改革による工期の伸長も課題となっております。こうした中でも、20年以上の実績をもつコンパクトマンションと資産運用に特化したワンルームマンションを主力商品として物件の販売価格を抑え、東京近郊（23区及び横浜、川崎、大宮等）を中心に売上の拡大を目指すとともに、コスト削減にも注力いたします。

不動産証券化事業においては、引き続き私募REIT向けを中心に賃貸用不動産の開発を推進するとともに、グループ各社の連携、大手上場投資法人との協業を活かしつつ、物件収集力・取得力・運用力を向上させます。また、日神不動産においてウエアハウジング機能を強化することにより収益の安定化を図ります。

人材の確保及び育成については、人的資本投資を拡大し、新卒社員の教育・研修を強化するとともに、資格取得の支援や手当の拡充により人材の確保を図ります。

(ロ) 建設事業

建設事業においては、受注環境は安定しているものの、建設費の高騰、労働時間規制による工期の長期化、技術者の人材不足が課題となっております。

近畿圏に加えて九州営業所・東北営業所での事業展開とともに、非住宅物件の受注を強化します。

建設資材の価格上昇に対しては、利益率の高い工事の選別受注を推進するとともに、集中購買並びに早期発注システムの推進、また部門分野ごと（電気、設備）のコスト検証を強化します。

人材の確保及び育成については、特に技術者の確保が重要であると認識しております。人的資本投資を拡大し、高卒生を積極的に採用する新たな採用方法（求人票デジタル共有システム）の導入にて人材確保を図るとともに、継続して新入社員の1年間の研修期間を設ける

ことにより早期戦力化を図ります。

また、技術研修制度も充実させ、戦力の底上げを図りつつ、資格取得促進の支援策も強化拡充します。

(ハ) 不動産管理事業

賃貸管理・建物管理については、以下の取り組みにより業務効率改善を進めております。

- ・AIによる自動文字起こし及び要約の作成により管理組合の議事録作成の工程削減
- ・ワークフローシステムによるペーパーレス化の推進
- ・居住者からの申請業務をホームページ内からのフォーム申請に変更
- ・電子契約による印紙税削減や事務作業、保管業務の効率化

これらにより生産性を向上させ、現場視察や居住者とのコミュニケーションに多くの時間を費やし、管理移転の防止を図ってまいります。

外部OEM（マンション開発）、投資用アパート開発事業については、土地や資材高騰のあおりを受けておりますが概ね順調に推移しております。

マンション開発事業は、来期は5棟・約70億円の売り上げを見込んでおり、アパート事業は仕入・建設に集中し10～12棟の着工を目指します。

また、建設業の働き方改革による工期の伸長を勘案し販売計画については年替わりで策定いたします。

人材確保・育成の強化については、採用面では、中途採用について、長期的な募集広告の掲載や短期のスカウトを組み合わせ20名前後の採用実績を上げております。

また、資格手当の対象を従来の宅建士・管理業務主任者に加え、マンション管理士、賃貸不動産経営管理士にも拡充しモチベーションアップを試みております。

人材確保には、採用のみならず離職の防止も重要な要素であります。

今後は各種勉強会による人材育成やワークライフバランスの充実した職場環境の整備が重要となってくると考えております。

これらの取組みを通して持続した成長を実現できる日神グループを目指してまいります。今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
日神不動産株式会社	480.0百万円	100.0%	分譲マンションの企画・開発・販売
多田建設株式会社	300.0百万円	100.0%	建築工事、土木工事等
日神管財株式会社	110.0百万円	100.0%	不動産の売買、賃貸管理、マンション管理、リフォーム等
日神不動産投資顧問株式会社	150.0百万円	86.0%	投資法人の運営受託等の不動産証券化事業
日神ファイナンス株式会社	121.3百万円	100.0%	マンション購入者に対する住宅ローン保証及び住宅資金の貸付
株式会社リコルド	20.0百万円	70.1%	戸建住宅の開発・販売
株式会社シンコー	90.0百万円	100.0% (注)	建築資材のリース

(注) 子会社多田建設株式会社が所有する株式の出資比率を示しております。

(11) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

区 分	事 業 内 容
不動産事業	分譲マンションの企画・開発・販売、不動産証券化事業向けの物件の開発・販売及び不動産の賃貸を行っております。
建設事業	マンション等の建築に加え、土木工事を行っております。
不動産管理事業	不動産の管理及び賃貸物件の管理等を行っております。
その他の	小口の保証業務及び少額に限定した新規貸付のみを行っている日神ファイナンス株式会社等をその他区分にしております。

(12) 主要拠点等（2025年3月31日現在）

当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区

子会社

名 称	所 在 地
日神不動産株式会社	(本店) 東京都新宿区 (横浜支店) 神奈川県横浜市
多田建設株式会社	東京都江東区
日神管財株式会社	東京都新宿区
日神不動産投資顧問株式会社	東京都新宿区
日神ファイナンス株式会社	東京都新宿区
株式会社リコルド	東京都新宿区
株式会社シンコー	千葉県印西市

(13) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

報告セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比(名)
不動産事業	230 (8)	△14
建設事業	272 (26)	△12
不動産管理事業	168 (436)	6
その他の	1 (1)	△1
全社(共通)	9 (4)	1
合計	680 (475)	△20

- (注) 1. 従業員数は全連結会社の就業人員の合計であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均就労人数を()内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(14) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	7,401,900千円
株式会社東日本銀行	3,370,000
オリックス銀行株式会社	3,323,000
株式会社商工組合中央金庫	2,603,650
東京シティ信用金庫	2,338,980

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 74,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 46,951,260株 (自己株式 45,979株を含む)
 (3) 株主数 15,106名 (自己株式 1名を含む)
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エヌディファクター株式会社	16,505,000株	35.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,665,000	7.8
神 山 和 郎	1,402,180	3.0
内 藤 征 吾	1,401,200	3.0
清 原 達 郎	1,400,000	3.0
住 友 不 動 産 株 式 会 社	997,800	2.1
日神グループホールディングス社員持株会	738,634	1.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	724,500	1.5
日神グループホールディングス取引先持株会	583,360	1.2
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	578,171	1.2

(注) 1. 持株比率は、自己株式（45,979株）を控除して計算しております。

2. 当社は取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が当社株式200,600株を保有しております。なお、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	神山 隆志	エヌディファクター株式会社 代表取締役社長
代表取締役専務	黒岩 英樹	
取締役	坂入 尚	日神不動産株式会社 代表取締役社長
取締役	島田 克美	日神管財株式会社 代表取締役社長
取締役	日置 健	日神不動産投資顧問株式会社 代表取締役社長
取締役	田口 二朗	多田建設株式会社 常務取締役
取締役	阿部 泰彦	弁護士 阿部総合法律事務所 代表
取締役	清水 郁夫	一般社団法人日本補償コンサルタント協会 会長
取締役	齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部 教授
常勤監査役	北條 滋	
監査役	小島 徹也	公認会計士 小島公認会計士事務所 代表
監査役	吉野 裕介	税理士 税理士法人連合会計事務所 代表社員
監査役	大畠 敦子	弁護士 オリゾン法律事務所

- (注) 1. 取締役 阿部泰彦、清水郁夫及び齊藤広子の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 小島徹也、吉野裕介及び大畠敦子の各氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 小島徹也氏は公認会計士、吉野裕介氏は税理士であり、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役 阿部泰彦、清水郁夫、齊藤広子及び監査役 小島徹也、吉野裕介及び大畠敦子の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

5. 2024年6月26日開催の第50回定時株主総会において、日置健氏及び田口二朗氏は新たに取締役に選任され、齊藤広子氏は新たに社外取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
6. 2024年6月26日開催の第50回定時株主総会において、北條滋氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
7. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
堤 幸 芳	2024年6月26日	任期満了	代表取締役社長
佐 藤 俊 也	2024年6月26日	任期満了	取締役 多田建設株式会社 代表取締役社長
青 島 由 雄	2024年6月26日	任期満了	社外取締役
吉 住 清 隆	2024年6月26日	辞任	常勤監査役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合の損害等は補償対象外とすることで、職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	62,516 (7,200)	56,490 (7,200)	— (—)	6,026 (—)	7 (4)
監査役 (うち社外監査役)	16,650 (8,100)	16,650 (8,100)	— (—)	— (—)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	79,166 (15,300)	73,140 (15,300)	— (—)	6,026 (—)	12 (7)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、1990年12月25日開催の第16回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用者兼務取締役の使用人分の給与額は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は0名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、1990年12月25日開催の第16回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
3. 非金銭報酬等は、「株式給付信託（BBT）」制度に基づく当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額です。
4. 取締役の支給人員には、無報酬の取締役5名を除いております。

ロ. 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2021年6月25日開催の取締役会において、決定方針の一部変更を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は基本報酬（固定報酬）及び株式報酬により構成し、社外取締役は基本報酬（固定報酬）のみとする。

②個人別の報酬の額の決定に関する基本方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

「基本報酬（固定報酬）」

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、毎月一定の時期に支払うこととする。また、個人別の報酬額は、定時株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会において決定することとする。

「株式報酬」

当社は、2021年6月25日開催の第47回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献することを目的として、取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入することを決議いたしました。

株式報酬制度の概要は以下のとおりとなります。

- ・株式報酬制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される制度です。
- ・具体的には1事業年度当たり20,800ポイント（20,800株）を上限として、事業年度ごとに各取締役に対し役位を勘案して定まる数のポイントが付与され、退任時に累積したポイント数に応じた当社株式及び時価換算した金額相当の金銭が給付されます。

③金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する種類ごとの割合

役員報酬の種類ごとの割合は、業務執行取締役については基本報酬（固定報酬）をおおよそ90～95%、株式報酬をおおよそ5～10%の割合となるよう制度設計しております。

また、社外取締役につきましては、その職責に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとしております。

（5）社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役阿部泰彦氏は、阿部総合法律事務所の代表であります。なお、当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役清水郁夫氏は、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の会長であります。なお、当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。

- ・社外取締役齊藤広子氏は、横浜市立大学国際教養学部の教授であります。なお、当社と兼職先の間に特別の利害関係はありません。
- ・社外監査役小島徹也氏は、小島公認会計士事務所の代表であります。なお、当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。
- ・社外監査役吉野裕介氏は、税理士法人連合会計事務所の代表社員であります。なお、当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。
- ・社外監査役大畠敦子は、オリゾン法律事務所において弁護士として勤務されております。なお、当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
社外取締役 阿部 泰彦	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の取締役候補者の選定や役員報酬制度の見直しにおける適切な助言、監督機能を担っており、弁護士としての専門的見地から適宜必要な助言をいただく等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役 清水 郁夫	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。 主に出身分野である不動産及び建設業界に関する専門的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の取締役候補者の選定や役員報酬制度の見直しにおける適切な助言、監督機能を担っており、不動産及び建設業界に関する専門的な見地から、適宜必要な助言をいただく等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。

出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関する職務の概要	
社外取締役 齊藤 広子	就任後に開催された取締役会9回のうち8回に出席いたしました。 主に大学教授としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の取締役候補者の選定や役員報酬制度の見直しにおける適切な助言、監督機能を担っており、長年の研究活動を通じて培われた住宅、不動産の専門家としての見地から、適宜必要な助言をいただく等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外監査役 小島 徹也	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また、監査役会12回全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 吉野 裕介	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、また、監査役会12回全てに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 大畑 敦子	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
1. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
2. 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	50,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、1. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任するものいたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案して会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

(5) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(6) 連結子会社の監査

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の「取締役会」を原則毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 当社の取締役と監査役に加え連結子会社の代表取締役も出席する「役員会」を毎月開催し、経営トップの経営戦略を取締役会の監督の下、「役員会」において各部門及びグループ各社の代表取締役に示し、浸透を図る。
- ③ 「役員会」の席上、各部門及びグループ各社は、年度計画に基づく業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

(当該体制の運用状況)

取締役会を年12回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、役員会を毎月開催し、加えて当社の取締役がグループ各社の取締役会に出席することにより、経営トップの経営戦略をグループ会社に浸透させました。役員会において各部門及びグループ各社は年度計画に基づく業務の進捗状況及び重要事項の報告を行いました。

(2) 取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス全体を統轄する組織として、「内部統制委員会」を設置する。
- ② 同委員会は、関連子会社の取締役を含み、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上と従業員等への浸透を図る。
- ③ 独立した内部通報ルートを設け、情報の伝達を容易にするとともに、「内部統制委員会」による迅速な対応を可能としている。
- ④ 取締役及び従業員が遵法精神を持ち企業倫理に沿って行動するための基本方針等を定めて研修等を行うことにより、グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図る。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、警察及び関連機関と連携し、断固とした姿勢で臨み一切関係を持たない。

(当該体制の運用状況)

「リスク管理規程」「倫理規程」に基づく教育・研修を実施するなど、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上についての取組みを継続的に行っております。また、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため四谷地区特殊暴力対策協議会に参加しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役に直属する部署として内部監査室を設置しており、グループ各社の監査部門に対しヒアリングを行う形で、グループ全体を年に1回監査する定期監査とテーマ毎に臨時に使う特別監査を実施し、業務状況を調査し問題点の把握、改善点の指摘を行う。
- ② 社内外で発生する様々な危険に対応するため、「内部統制委員会」を中心とした危機管理体制を構築している。内部統制委員会は、リスク管理規程に基づき、リスクの識別・分類・評価及び分析・リスクへの対応などを行い、その結果を代表取締役・取締役会・役員会等へ報告する。

(当該体制の運用状況)

内部監査室は当社及びグループ各社に対する監査を行い、業務状況を調査し、問題点の把握及び改善点の指摘を行いました。内部統制委員会は、四半期に一度の割合で開催し、リスクの識別・分類・評価及び分析・リスクへの対応などを行いました。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る以下の情報及び文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施する。
- ② 必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

株主総会議事録及びその関連資料

取締役会議事録及びその関連資料

役員会議事録及びその関連資料

取締役の意思決定に関する書類及びその関連書類

その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(当該体制の運用状況)

取締役の職務の執行に係る情報及び文書はセキュリティが確保された場所で適切に保管しています。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

- ① 監査役からの求めに応じ、必要に応じて業務補助のための使用者を置く。
- ② 監査役付きの使用者は、専任でかつ監査役の求める業務知識を有する者とし、監査役の指示に従いその業務を行う。

(当該体制の運用状況)

該当する事項はありません。

(6) **監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役付きの使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には常勤監査役に事前に同意を得る。
- ② 監査役付きの使用人の人事考課は常勤監査役が行う。
(当該体制の運用状況)
該当する事項はありません。

(7) **当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたものが当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ② 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、コンプライアンス違反の事実を発見したときは、監査役に報告するとともに、「内部統制委員会」に報告する。
- ③ 監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- ④ 常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の遂行状況を把握するため、「取締役会」のほか、「役員会」など重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、さらに内部監査に同行するなどして、取締役の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実の有無等、業務状況を調査する。
- ⑤ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
- ⑥ 監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理の請求があった場合には直ちにこれを支払う。

(当該体制の運用状況)

監査役は、監査役会を12回開催し、当社及びグループ会社の取締役や使用人から必要な報告及び情報提供を受けました。コンプライアンス違反に関する相談・報告の対応にあたっては、相談・通報者の了解を得たうえで、各部署の責任者に報告し早期解決や再発防止に努めました。また、常勤監査役は取締役会及び役員会に参加し、重要な意思決定の過程や業務の遂行状況を把握しております。監査役は会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、必要に応じて情報交換を行っております。

(8) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」において記載したとおり、経営トップの経営戦略を取締役会の監督の下、「役員会」においてグループ各社の取締役に示し浸透を図る。さらに「役員会」の席上、グループ各社は年度計画に基づく業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。
- ② 子会社を含む内部統制関連役員を「内部統制委員会」のメンバーとし、同委員会がグループ全体のコンプライアンスを推進する体制とする。
- ③ 当社の内部監査室において、当社の各部署と同様に、グループ各社の監査を年1回行う。さらに、テーマ毎に行う特別監査も当社監査と同様に行う。
- ④ 当社の経理、財務を所管する取締役が、グループ各社の経理、財務の内容を基本的に日々確認し、業務の適正の確保に努めるものとする。

(当該体制の運用状況)

役員会を毎月開催し経営トップの経営戦略をグループ会社の代表取締役に浸透させました。役員会においてグループ各社は業務の進捗状況及び重要事項の報告を行いました。内部監査室はグループ各社に対して定期監査及び特別監査を行い、業務状況を調査し、問題点の把握及び改善点の指摘を行いました。経理、財務を所管する取締役はグループ各社の経理、財務の内容を日々確認し業務の適正の確保に努めました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を会社運営における重要課題の一つとして認識しております。株主重視の方針に加え、今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、業績に応じた適正配当を行うとともに、長期的な安定配当を維持することを基本方針としております。また、配当性向は50%を目安としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、23円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	116,407,506	流動負債	34,232,540
現金及び預金	54,343,489	支払手形・工事未払金等	5,777,299
受取手形・完成工事未収入金等	15,179,112	電子記録債務	6,261,769
電子記録債権	2,968,666	1年内償還予定の社債	220,000
販売用不動産	15,064,119	短期借入金	5,184,100
不動産事業支出金	27,615,488	1年内返済予定の長期借入金	11,764,048
未成工事支出金	3,984	リース債務	108,606
短期貸付金	2,541	未払法人税等	805,987
未収入金	333,585	賞与引当金	493,162
その他の	1,043,552	完成工事補償引当金	194,456
貸倒引当金	△147,034	株主優待引当金	58,913
固定資産	16,893,204	前受金	499,234
有形固定資産	10,971,336	未成工事受入金	838,731
建物及び構築物	4,940,466	預り金	1,262,347
土地	5,661,817	その他の	763,882
リース資産	293,996	固定負債	29,691,500
その他の	75,055	長期借入金	26,845,850
無形固定資産	294,646	リース債務	190,291
リース資産	33,131	退職給付に係る負債	1,590,983
その他の	261,515	役員株式給付引当金	68,638
投資その他の資産	5,627,221	その他の	995,737
投資有価証券	4,426,309	負債合計	63,924,041
長期貸付金	444,047	純資産の部	
繰延税金資産	270,067	株主資本	67,574,010
その他の	635,436	資本剰余金	10,111,411
貸倒引当金	△148,639	利益剰余金	426,066
資産合計	133,300,711	自己株式	57,163,762
		その他の包括利益累計額	△127,229
		その他有価証券評価差額金	691,318
		退職給付に係る調整累計額	590,413
		非支配株主持分	100,904
		純資産合計	1,111,340
			69,376,669
			133,300,711
負債及び純資産合計		負債及び純資産合計	

連 結 損 益 計 算 書

〔2024年4月1日から
2025年3月31日まで〕

(単位:千円)

科 目		金 額
売 売 上 原 価	高 価	76,235,977
売 売 上 総 利	益	65,823,741
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	益	10,412,235
營 営 業 利 収	益	6,964,408
營 営 業 外 収	益	3,447,827
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	46,276	208,240
違 約 金 収	26,932	
保 険 返 戻	15,549	
貸 倒 引 当 金	11,868	
紹 介 手 数	52,614	
そ の 他	54,997	
營 営 業 外 費		586,186
支 払 利 息	543,959	
そ の 他	42,226	
経 常 利 益		3,069,881
特 別 利 益		4,613
固 定 資 産 売 却 益	4,613	
特 別 損 失		11,539
固 定 資 産 除 却 損	11,539	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,062,956
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,074,825	
法 人 税 等 調 整 額	△55,774	1,019,050
当 期 純 利 益		2,043,906
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△13,713
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,057,620

連結株主資本等変動計算書

〔2024年4月1日から
2025年3月31日まで〕

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	10,111,411	428,502	56,184,965	△105,239	66,619,639
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△1,078,823		△1,078,823
連結子会社の増資による持分の増減		△2,436			△2,436
親会社株主に帰属する当期純利益			2,057,620		2,057,620
自 己 株 式 の 取 得				△30,840	△30,840
自 己 株 式 の 処 分				8,850	8,850
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 变 動 額 合 計	-	△2,436	978,797	△21,990	954,370
当 期 末 残 高	10,111,411	426,066	57,163,762	△127,229	67,574,010

(単位:千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	571,063	-	5,924	576,987	218,907	67,415,534	
当 期 变 動 額							
剩 余 金 の 配 当							△1,078,823
連結子会社の増資による持分の増減							△2,436
親会社株主に帰属する当期純利益							2,057,620
自 己 株 式 の 取 得							△30,840
自 己 株 式 の 処 分							8,850
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	19,350	-	94,980	114,330	892,433	1,006,764	
当 期 变 動 額 合 計	19,350	-	94,980	114,330	892,433	1,961,135	
当 期 末 残 高	590,413	-	100,904	691,318	1,111,340	69,376,669	

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社日神グループホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山野辺純一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤元

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日神グループホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日神グループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第51期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社日神グループホールディングス 監査役会

常勤監査役 北 條 滋 印
社外監査役 小 島 徹 也 印
社外監査役 吉 野 裕 介 印
社外監査役 大 畑 敦 子 印

以上

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,396,181	流 動 負 債	450,534
現 金 及 び 預 金	22,339,223	買 掛 金	1,396
不 動 産 事 業 支 出	16,388	1年内返済予定の長期借入金	234,756
前 払 費 用	7,467	一 斯 債 務	5,613
未 収 収 入	3,324	未 払 費 用	20,634
未 収 入	16,385	未 払 法 人 税	2,910
そ の の 他	19,823	前 預 株 主 優 待 の 引 当	46,402
貸 倒 引 当	△6,432	そ の 他	18,313
			2,642
			58,913
			58,952
固 定 資 産	12,362,452	固 定 負 債	1,498,055
有 形 固 定 資 産	5,989,644	長 期 借 入 金	1,192,820
建 機 械 装 置	2,799,075	長 期 未 払 債 務	13,060
工 具 器 具 備	1,501	一 期 一 退 職 給 付 引 当	3,956
土 地	1,228	役 員 株 式 給 付 引 当	23,032
リ 一 斯 資 産	3,131,026	延 期 税 金 負 敷 金	15,887
無 形 固 定 資 産	56,812	長 期 預 金	148,572
電 話 加 入 権 産	10,607	長 期 預 金	21,544
リ 一 斯 資 産	4,934	合 計	79,181
	5,673		
投 資 そ の 他 の 資 産	6,362,200	負 債 合 計	1,948,589
投 資 有 価 証 券	390,169		
関 係 会 社 株 式	1,821,246	純 資 産 の 部	
その他の関係会社有価証券	3,927,564	株 主 資 本	32,404,371
出 資	110	資 本 剰 余 金	10,111,411
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	78,805	資 本 準 備 金	426,578
長 期 前 払 費 用	3,383	利 益 剰 余 金	426,578
差 入 保 証	36,158	利 益 準 備 金	21,993,611
保 険 積 立	8,780	其 の 他 利 益 剰 余 金	1,270,953
そ の の 他	104,317	別 途 積 立 金	20,722,658
貸 倒 引 当	△8,336	緑 越 利 益 剰 余 金	12,000,000
		自 己 株 式	8,722,658
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△127,229
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	405,671
			405,671
資 产 合 计	34,758,633	純 資 産 合 計	32,810,043
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	34,758,633

損益計算書

〔2024年4月1日から
2025年3月31日まで〕

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	639,709
業 収 益	
関 係 会 社 経 営 指 導 料	178,000
関 係 会 社 受 取 配 当 金	1,202,738
売 上 高 及 び 営 業 収 益 合 計	1,380,738
売 上 原 価	2,020,448
売 上 総 利 益	259,624
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 用	1,760,823
業 費	3,348
業 利 益	523,050
營 業 外 収 益	526,399
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,234,424
受 取 保 証 料	32,352
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	22,135
そ の 他	5,727
營 業 外 費 用	2,900
支 払 利 息	1,588
そ の 他	24,866
經 特 別 常 別 利 益	23,362
固 定 資 産 売 却 益	1,504
特 別 損	1,241,910
関 係 会 社 債 権 放 弃 損	4,613
税 引 前 当 期 純 利 益	52,000
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,194,523
法 人 税 等 調 整 額	△10,505
当 期 純 利 益	2,520
	△7,985
	1,202,508

株主資本等変動計算書

〔2024年4月1日から
2025年3月31日まで〕

(単位：千円)

資本金	株主資本								自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		利益剰余金				別途積立金	繰越利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
当期首残高	10,111,411	426,578	426,578	1,163,070	12,000,000	8,706,854	21,869,925	△105,239	32,302,676			
当期変動額												
剰余金の配当						△1,078,823	△1,078,823		△1,078,823			
利益準備金の積立				107,882		△107,882	－		－			
当期純利益						1,202,508	1,202,508		1,202,508			
自己株式の取得								△30,840	△30,840			
自己株式の処分								8,850	8,850			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	－	－	－	107,882	－	15,803	123,685	△21,990	101,695			
当期末残高	10,111,411	426,578	426,578	1,270,953	12,000,000	8,722,658	21,993,611	△127,229	32,404,371			

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	366,998	366,998	32,669,674
当期変動額			
剰余金の配当			△1,078,823
利益準備金の積立			－
当期純利益			1,202,508
自己株式の取得			△30,840
自己株式の処分			8,850
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38,673	38,673	38,673
当期変動額合計	38,673	38,673	140,369
当期末残高	405,671	405,671	32,810,043

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社日神グループホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山野辺純一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤元

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日神グループホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価

する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社日神グループホールディングス 監査役会

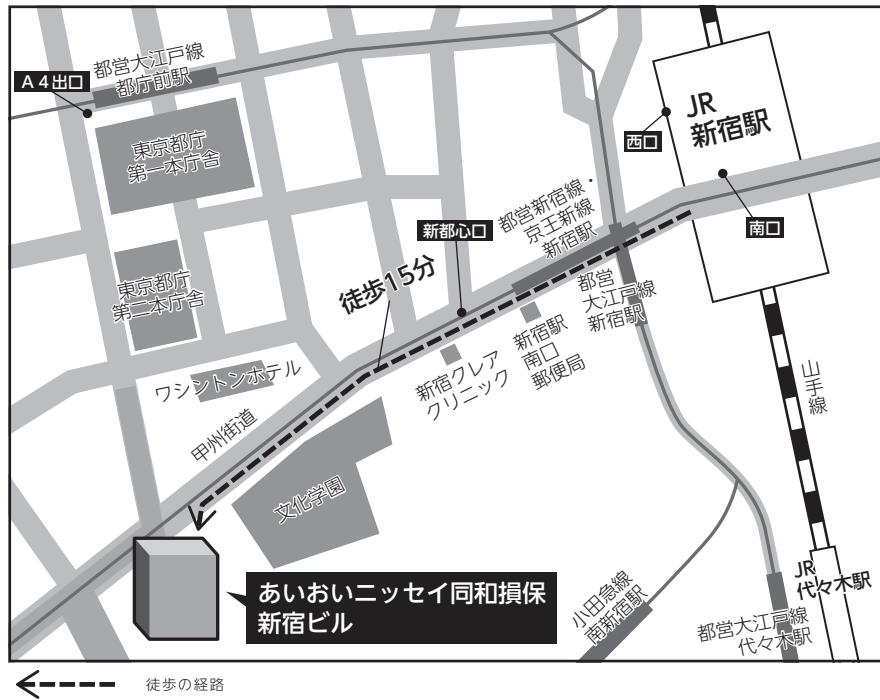
常勤監査役 北條 滋
社外監査役 小島 徹也
社外監査役 吉野 裕介
社外監査役 大畠 敦子

以上

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区代々木3丁目25番3号
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル地下1階ホール
電話 (03) 3299-8651 (代表)



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

<交通機関のご案内>

- J R 線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線
新宿駅（南口・西口）より徒歩15分
- 都営新宿線・京王新線
新宿駅（新都心口）より徒歩7分
- 都営大江戸線
都庁前駅（A 4出口）より徒歩7分

株式会社日神グループホールディングス 本社
電話 (03) 5360-2016 (代表)

UD
FONT